

は じ め に

## ～ 配偶者暴力防止法の完全施行後 1 年を振り返って～

平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号、以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、同年10月13日から（配偶者暴力相談支援センター等に係る規定については平成14年4月1日から）施行された。

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会においては、平成13年4月以降、配偶者暴力防止法の円滑な施行について調査検討を実施し、平成13年10月及び平成14年4月の2回に分けて成果を取りまとめ、男女共同参画会議に報告している。それぞれの報告内容を基に、男女共同参画会議は、配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた意見を決定し、関係各大臣に対し述べている。関係府省庁においては、この意見を踏まえ、配偶者からの暴力に関する各種施策が進められている。

配偶者暴力防止法が施行され、被害者の申立てにより裁判所が加害者に対し接近禁止命令や退去命令を発する保護命令の制度や、被害者の相談や一時保護等を行う都道府県の配偶者暴力相談支援センターが動きだしたことにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、一定の成果が挙げられている。法律が成立し施行されたことにより、配偶者からの暴力の問題に関する社会の認識についてもかなりの高まりが感じ取れる。

しかし、法律施行後も社会的に反響の大きな配偶者からの暴力が背景にある殺人事件が幾つか発生するなど、配偶者からの暴力は正に生命にかかわる重要な問題であるということが改めて浮き彫りになっている。

また、この間、法律制定時に見えていなかった問題や、見えてはいたが十分に検討を行う時間が取れなかった問題について、関係団体から早急に規定を整備するべきとの意見、要望も多く寄せられている。

配偶者暴力防止法は、その附則において、必要があれば施行後3年を目途に見直しのための検討を行う旨、規定されている。立法作業を行った参議院共生社会に関する調査会においては、こうした状況を踏まえ、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の見直しに関するプロジェクトチーム」(以下「PT」という。)を設置し、法律見直しに向けた検討が開始されている。

平成15年1月21日に開催された男女共同参画会議の第9回会合においても、本専門調査会において、配偶者暴力防止法の施行状況等について調査検討を実施するよう指示がなされたところである。男女共同参画会議の指示を受け、本専門調査会においては、平成15年2月21日以降、計4回の会合を開催し、配偶者暴力防止法の施行状況を的確に調査するとともに、法律見直しに関する論点について整理した。

これまで我が国になかった画期的な法律である配偶者暴力防止法が、平成14年4月に完全施行されてから1年余が経過し、ある程度、施行状況及び見直しに関する論点が見えてくると思われるこの時期に、的確な形で施行状況及び見直しに関する論点について調査検討し、その結果を取りまとめることは、関係府省庁等が今後の取組を進めるに当たっても有用であると考えられる。

この取りまとめ結果については、関係府省庁の施策の参考とするとともに、PTにおける配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討の際にも役立てていただくことを心から期待している。